

○ 室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例 新旧対照表

(昭和48年条例第25号)

改 正 後	改 正 前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<b>い</b>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は高確法の規定による医療に関する給付を受けることができる者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税である者<b>並びに</b>高確法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<b>い</b>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は高確法の規定による医療に関する給付を受けることができる者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税である者<b>及び</b>高確法第67条第1項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) (略)</p>